

平成 23 年度長岡市地域包括支援センターの活動方針（案）

1 包括的支援業務

- (1) 総合相談、実態把握業務 年間目標 総合相談対応件数延 28,000 件 実態把握数 延 12,300 件
- ア 高齢者、関係機関からの相談に迅速に対応し、必要時に応じて適切な機関につなぐ。
- イ 担当地区の二次予防事業対象者（はつらつさん）を中心とした必要者への訪問による実態把握を通して、高齢者の個別の実態および地区全体の実態を把握する。
- ウ 要介護認定非該当者への訪問を行い実態把握をし必要に応じて介護予防事業につなげる。
- (2) 介護予防ケアマネジメント業務 年間目標 介護予防事業参加者件数 延 1,845 件
- ア 二次予防事業対象者（はつらつさん）の生活機能維持向上に対する意欲を引き出し目標を明確にし介護予防事業参加へつなげ、事業実施後は事業所と共に達成状況を評価し自立した生活継続を図る。
- (3) 高齢者のためのネットワークづくり業務 年間目標 連携会議（個人編・組織編）延 260 回以上
- ア 個別ケース会議を積極的かつ効果的に実施し、関係者間で支援目標、役割分担を明確にしチームで支援していく体制を構築する。
- イ 高齢者の問題を地域の問題としてとらえ、地区によっては従来の包括実施の「地域福祉連携会議」と社協実施の「地域懇談会」との協働開催を行い、地域住民・コミュニティ・社協等と共に問題解決に向けて考え、地域が主体的に取り組めるような具体策の検討や実現に向けて支援し、もって高齢者が住みやすい地域づくりを行う。
- (4) ケアマネジャー支援業務 年間目標 研修会回数 延 6 回以上
- ア ケアマネジャー等の希望を調査し資質向上をめざし計画的に研修会を行う。
- イ ケアマネジャー等の悩みの共有、指導や医療機関・地域との連携の支援を行う。
- (5) 権利擁護業務
- ア 関係機関へ的高齢者虐待防止についての普及啓発を行う。
- イ 高齢者・養護者の相談や関係機関、専門機関との連携調整を行い虐待発生を未然に防止する。
- ウ 高齢者虐待、処遇困難事例、消費者被害等について関係者と協議しながら解決を図る。必要時、成年後見制度の活用を行う。
- (6) 連絡調整会議で各包括支援センターが協議事項や個別ケース検討事項を提案し、全体で検討することにより情報共有・悩みの軽減を図る。包括内研修会の開催で相談員の資質向上を図る。
- (7) 基幹型が全包括支援センターの統括と調整、及びケア会議（連絡調整会議、研修会、地域ケア会議定例会、困難事例検討専門会議）等を行うことで包括支援センター全体の機能強化を図る。
- (8) 地域包括支援センターの全相談員がプロジェクトに属し、年間の活動目標・活動計画を立て、具体的なソーシャルアクションを行う。

2 介護予防支援業務

- (1) 包括的支援業務との両立をめざす。
- ア 介護予防支援の上限「相談員 1 人当たり 20 人」を守る。（居宅の協力を得る）
- イ 新規の要支援認定者でも、20 人を越えた場合は居宅に委託する。
- ウ 同法人の居宅のケアマネの兼務も可、又は専任のケアマネ採用を可とする。
- エ 20 人を越えた場合でかつ委託先がない場合は隣接する包括支援センターが補助する。